

平成28年度 定期監査結果措置状況等通知書

別海町代表監査委員 様

通知年月日 平成30年6月8日

別海町長 曾根興三

定期監査実施期間 平成28年11月28日から12月7日  
結果報告書提出日 平成29年1月27日

監査の結果（指摘事項等）	措置等の状況
	【回答部署名】 検討又は改善の内容
<p>(1) &lt;&lt; 規程・要綱の遵守について &gt;&gt;</p> <p>① 本監査に当たり、提示を求めた「簿冊台帳」（別海町事務取扱規程第45条関係）が多くの部署で作成されていないことが確認された。また、保存年限満了に伴う文書の処分（第46条関係）に関しては一部で編纂文書の分類、保存年限の記載が無いものや、決裁区分の誤りが確認された外、長年処分を実施していない事例も見受けられたので、規定に基づき適正に執行されるよう改善されたい。なお、「簿冊台帳」については「文書目録公開システム」で機能及び目的を補完できる旨の意見もあり、事務の効率化に繋がるとすれば、規程の見直しについても検討されたい。</p>	<p>【総務課】</p> <p>「簿冊台帳の作成」及び「保存年限満了に伴う文書の処分」の適正執行に関しては、拡大庁議時及び通知文書において、別海町事務取扱規程の遵守についての周知徹底をはかっています。</p> <p>なお、「簿冊台帳」については、保存年限満了時の書類廃棄時においても有用であることから、文書目録公開システムでの補完対応ではなく、現行の事務取扱規程第45条に基づく取り扱いとし、規定の見直しは現状においては行わないこととしています。</p>
<p>② 上記①と同様に提示を求めた交際費及び食糧費の「予算執行伺簿」については、「別海町交際費・食糧費事務取扱要綱」（平成22年4月1日施行）の規程と異なる様式を用いている事例が見受けられた。</p> <p>条例や規則・規程の改正等には注意を払い、常に現行規定に則した執行となるよう改善されたい。</p>	<p>【財政課】</p> <p>「別海町交際費・食糧費事務取扱要綱」について各課に適切な様式で運用するよう改めて通知しました。</p>

平成28年度 定期監査結果措置状況等通知書

別海町代表監査委員 様

通知年月日 平成30年6月8日

別海町長 曾根興三

定期監査実施期間 平成28年11月28日から12月7日  
結果報告書提出日 平成29年1月27日

(2) 《有給休暇の積極的な取得について》

国（厚生労働省所管）では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」で示す「仕事と生活の調和が実現した社会」実現のための「行動指針」を策定しており、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」の項目では年次有給休暇取得率目標を2020年（平成32年）までに70%と定めている。

今年度監査を実施した部署における年次休暇の平均取得率は、国が平成20年に調査した全国平均47.4%とほぼ同率の47.3%であったが、部署間のバラつきが大きく、最低では25.3%の取得率にとどまっている。

部課長等にあっては、職員が休暇を取得しやすい環境の整備に努めることは勿論であるが、取得困難な場合は、その事由を明確化すると共に全庁的な検討の下、年次休暇取得の向上に努められたい。

【総務課】

別海町特定事業主行動計画における取り組み、年次有給休暇、特別休暇（夏季の休業）の計画的利用及び週休日の振替等の取扱事項について改めて通知しました。

(3) 《内部統制について》

平成27年度の定期監査で改善を求めた、週休日の振替に伴い生じた時間外勤務への手当支給（別海町職員の給与に関する条例第11条第4項関係）については、平成28年6月1日付総務部長名で全課に詳細な内容で通知されたところであるが、通知の未確認または内容の理解不足等の理由で未だ執行されていない部署が散見された。

管理監督者からの指示等が確実に実行されない現状は、内部統制が有効に機能していると言い難い状況にあるので徹底を図られたい。

【総務課】

別海町特定事業主行動計画における取り組み、年次有給休暇、特別休暇（夏季の休業）の計画的利用及び週休日の振替等の取扱事項について改めて通知しました。